

△論 説▽

大井憲太郎の国家構想と民衆観（一）

桐 村 彰 郎

はじめに

- 一 大井の民選議院論（以上本号）
  - 二 大井の明治国家変革構想（以下次号）
  - 三 大井の大阪事件の論理
  - 四 大井の民権論とナシヨナリズム
- おわりに

はじめに

大阪事件研究会編著『大阪事件の研究』（柏書房、一九八二年）の刊行は、従来の大阪事件に関する研究の水準をさらにたかめるものであったし、また、この事件の首領とされた大井憲太郎の思想をもう一度検討する契機となるものであった。

同書の序論において、松尾章一は、大井憲太郎と大阪事件についての詳細な研究史的整理をおこない、後藤靖のよ

うに、大阪事件を民権運動の「本筋から外れた運動」とみ、山田昭次のように、それに加わった大井らの思想をアジア侵略論と断定してしまつて正しいのだろうか、との問題を提起した。そして、問題は、民権運動期の「国権論」と「民権論」をどのようにとらえるのか、この時期の「日本ナシヨナリズム」をどう考えるのかにある、と主張し、「下からのナシヨナリズム」の「上からのナシヨナリズム」への「転換」の時期を日清戦争の頃に置きたいとして、「大井や大阪事件に帝国主義的侵略の意図があつた」という説には同意できない」と論じた。<sup>(1)</sup>

また、牧原憲夫は、同書の本論において、つぎのように論じた。<sup>(2)</sup>

大井を評価するにあつたの、平野義太郎・中塚明の対立は、歴史上の個人の評価基準が、その主観的意図にあるのか、客観的役割にあるのか、という方法論のレベルに止まり、「主観と客観のズレの意味を解明する」ものではなかつた。また、由井正臣・福島新吾の研究は、大井の思想を内在的に検討したもので、かれの「改良主義」、「漸進主義」を明らかにした意義は大きいが、その「右派」的特徴と従来の「決死派」……的イメージとが、どう関連するのかについては必ずしも明確ではない。結局、大井は、「究極的には体制内的な啓蒙思想家」、「体制内改良派」であつたにもかかわらず、現実の専制政府に対してはきわめて革命的であつた。また、侵略であり逸脱であつた大阪事件は、「日本と朝鮮の革命を民権の論理で貫こうとした連帯運動」であつた。そして、大井の「転向」は大阪事件以前までの主張と矛盾するものではなく、むしろその当然の帰結なのであり、立憲制の一応の完成による対外政策の確立という新たな「国是」への移行・転換が、大阪事件の両義性にもまた無自覚なまま、非転向のつもりで転向していった根拠であつた。

牧原の問題提起はたしかに了解できるものである。個々の点で多くのすぐれた指摘もある。しかし、大井の思想構造の一貫性を追求しようとするあまり、それぞれの時期におけるかれの内部と外的環境との緊張にみちた対応関係が

考慮されることすくなく、そのため、かれの思想が平板でうすっぺらなものとして描かれるようになったことも否めない。

わたしは、かつて、「大井憲太郎——民権左派の闘將」(小山仁示編「講座 日本の革命思想四、芳賀書店、一九六九年 所収」)において、大井の生涯——その思想と行動——を論じたことがある。『大阪事件の研究』の成果をふまえて、いまふたたび大井について論じてみたいが、本稿では上述の点を踏まえて、大井の國家構想と民衆觀を具体的に検討しようとするものである。

(1) 松尾章一「大阪事件研究の今日的意義」(大阪事件研究会編著『大阪事件の研究』、柏書房、一九八二年 所収)二六頁。

(2) 牧原憲夫「大井憲太郎の思想構造と大阪事件の論理」(前掲『大阪事件の研究』)。

## 一 大井の民選議院論

一八七四(明治七)年一月一七日、前年の「征韓論」政変で下野した前参議らが左院に提出した民選議院設立建白書によって、いわゆる「民選議院論争」の火蓋が切つて落とされることになる。当時陸軍省八等出仕の地位にあった大井は(四月には辞任)、この論争に「余ハ副島氏其ノ外七氏ヘ左袒スルニ非ラズ。只民選議院設立ノ六字ニ左袒スルナリ。其ノ拳ハ即チ国家人民ノ公福ヲ達スルノ基礎」なのだ、と述べて参加した。かれは、民選議院を三権分立制度にもとづき政府に対抗する立法機関、租稅審議機関として位置づけ、普通選挙制によって構成されるもの、と明快に主張した。すなわち、「(民選議院は)、国憲ヲ初メトシテ諸般の立法制ヲ定ムル」もの、「税法其ノ他大ニ人民ノ利害ニ管スル重大ノ事件」を審議するものであり、三権(立法・行法・司法)は「互ニ相對衡セシメテ国家ノ權利ヲ保護ス可ク」、「民選議院ハ政府ニ倭ス可カラズ、政府ニ忠告スベキ」存在で、「国事ニ與カルノ權ハ之レヲ平等ニ國民ニ

賦有セシムル」べきであると論じたのである。<sup>(1)</sup>この立場は、建白者グループにおける民選議院の政府との協調機関としての位置づけ、「士族及ヒ豪家ノ農商」<sup>(2)</sup>への選挙権の限定といった「上流の民権説」<sup>(3)</sup>とははっきりと異なっていた。しかし、次の諸点は指摘しておかなければならない。

すなわち、儒学のほかに蘭学、仏学を学び、筆作麟祥塾や大学南校で研鑽を積み、『佛国政典』を翻訳(司法省から七三年一〇月出版)していた知識人・大井にとつて、ヨーロッパ文明の導入に積極的な政府は、この時期において基本的には肯定的な存在であったこと、ただし、「有司専制」の弊害を防止し、開明をさらにはかるためには、三権分立制度の採用、民選議院の設置が必要不可欠であると認識されていたこと、その民選議院の設置は、「先進国」におけるように、それによって国民の基本的な人権を国家権力から保障するものとしてよりも、国力の発展を至上命題とする「後進国」特有の立場に規定されて、「人民ヲシテ国家ノ重ヲ分負スルノ氣象ヲ起サンメ、競起シテ以テ国家ニ力ヲ用ユルニ至ル可シ」とか、「人民国家ト憂楽ヲ共ニスルノ氣象從テ起ル可ク……民力以テ振ヒ、国以テ強シ」とかいうように、<sup>(4)</sup>「国家からの自由」よりも「国家への自由」に比重がかかっており、この点では建白者グループ、あるいはさらに言えば、当時の民権派知識人と軌を一にしていること、フランス第二帝政(ルイ・ナポレオン)期の法・政治制度をやや「無批判に受容し」、<sup>(5)</sup>維新政府の指導性の承認の論拠としていたこと、などである。

これらの点については、もう少し論じる必要がある。

「民選議院論争」で最大の問題になったのは、議院開設の時期である。反対論の大半は時期尚早論であった。文明開化を前提とするかぎり、反対論は尚早論として展開されざるをえなかったのである。民度が「文明諸国」に比して相対的になお低いという認識で共通していても、そこから出てくる結論は尚早論と即時開設論のふたとおり以外にはない。

「不肖民選議院ヲ兩三年前ニ求メズ、却ツテ之レヲ今日ニ求ム」<sup>(6)</sup>と即時開設論をひっさげて、大井は尙早論に固執する加藤弘之に論戦をいどんだ。民選議院を人民自治(「所謂人民自ら制定シテ自ら守ル所以」)<sup>(7)</sup>の原理から論じながら、大井は柔軟に議論を展開する。

「至論明説固ヨリ之レヲ我未開ノ人民ニ望ム可カラズ。愚論用ユルニ足ル者果シテ少カラシ。然レドモ即チ邦国今日ノ世態人情ニ恰当適切ナル制度憲法ヲ制定スルニ於テ、有司二三ノ徒ノ決ヲ以テスルノ是ナルヲ知ラズ。愚モ亦宜ク之レニ預リ其ノ所見ヲ述ベシメ、而シテ後ニ政府之レヲ所裁シ、以テ確定セバ民能ク其ノ制度憲法ヲ信奉スルノ理ナキコト能ハザルノミナラズ、若クハ大ニ有司ヲシテ世態人情ニ通曉セシムルノ益ナシト云フ可カラズ」<sup>(8)</sup>。

福島教授はこの点について、大井が「憲法制定権の所在に關心を示さないこと」<sup>(8)</sup>を指摘している。確かに、大井は理念や原則としては、前引のように「国憲ヲ初メトシテ諸般の立法制ヲ定ムル」とのべて、民選議院Ⅱ「国憲」制定権力としつつも、現実には、憲法制定権の主体に固執していない。それどころか、これまた前引のように「制度憲法」の制定に際して人民の「所見」を汲み上げつつもそれを「所裁」し「確定」する主体は「政府」に求められているのである。しかし、この時点で、維新政権以外にそれを求めることはほとんど不可能だったことを考えれば、さほど驚くべきことでもないであろう。そしてまた、大井は維新政権のこのような進歩性を認識していたが故にこそ、中江兆民をはじめとする当時の西欧派知識人たちとともに、一八七五(明治八)年四月に設立された元老院に職を求めるのである(大井の元老院少書記官在職期間は同年五月二日〜翌年二月二七日)。なお、この姿勢は、後の一八七八(明治一一)年五月大久保暗殺直後に執筆された「大隈参議宛意見書」でもかわっていない。大久保なきあとの最高指導者とみた大隈への個人的建言という性格を考慮する必要があるが、ここでも大井は、大久保的「集権主義」から「分権主義」への転換を「凶治の方向」とし、世に了解ずみの「国会議院」の設立とともに、政府主導の「憲法」

制定による行政分権を主張しているのである。<sup>(9)</sup>

では、大井が構想したこの時期の民選議院の権限は、憲法制定権以外についてはどうなのか。かれはいう、「我が当時ノ民選議院即チ方今ノ士民ヲ以テ、法律制定ノ事ヲ専裁セシムルニ非ズ。只其ノ法案ヲ議シ其ノ意見ヲ聞キ若シテ政府ノ法案ヲ非難スルアレバ、該官能ク之レヲ弁論主張シ承可ヲ取ル可シ」と。<sup>(7)</sup>

大井は、行政長官が一議員として民選議院に加わり、この民選議院が参議院、元老院とともに立法権を行使し、また、皇帝が行政立法二権を主宰するフランスの制度を念頭に置いていたのである。大井はいう、「抑行政権ヲシテ横恣ナラザラシムルハ立法権ヲ張ルニ在リ、立法権ヲシテ擅制セシメザルハ行政権ヲ墮サザルニ在リ。故ニ民選議院ノ権ヲ制限スルニハ政府在リ、元老議院在リ、参議院アルガ如ク、立法行政ノ権ハ互ニ相對峙セシメテ以テ其ノ当ヲ得、国ヲ維シ民ヲ保ス」。<sup>(6)</sup>あるいはまたいう、「(佛帝国の頃の制度によれば)立法ノ権ハ国帝ハ固ヨリ其ノ主宰ニシテ、諸宰相(即行法諸局ノ長)、参議院(我国参議ノ職ニ粗相同ジ)、及国中人民ノ代議者ヲ編成セル民選議院ト元老議院ニ帰スル所ナレバ、今民選議院ヲ起シ、代議者ヲ会スト雖ドモ豈独リ代議者ノミ立法権ヲ掌握スルコトヲ得ンヤ」。<sup>(4)</sup>

福島教授は、『日本真事誌』への大井の投書(明治七年七月一三日)から、大井が「三権分立体制に近代国家の枢機を見ていた」として、かれが立法権の分立を「一、官選議員による立法権の行使の段階、二、一部官選議員の混交した公選議会の段階、三、公選議員のみで構成され、行政権の介入を一切みとめない本来のいみの立法権の分立の段階」の三段階にわけていた点を明らかにした。<sup>(10)</sup>すなわち大井はこの時期、福島教授の所謂第二段階に対応した民選議院を構想していたのである。

かれは、維新政府の指導性を決して否認しなかった。この時期、維新政権は最も先進的に文明開化に取り組んでいたからである。だからかれは、むしろその指導性をより高いレベルで貫徹するためにも、三権分立、民選議院を声た

かく主張したのである。「方今陸海軍ヨリ百工技芸ニ至ルマデ、其全体略備ハリ、其或ハ未ダ備ハラザル者アルモ、漸ヲ以テ之ヲ興スヲ期スレバ、数年ヲ出ズシテ、其道ヲ得ルヤ必セリ。独リ惜ムラクハ、政体ニ至リテハ大ニ之ト異ナル者アルニ似タリ」と。<sup>(4)</sup>

そして、このかれの認識を裏打ちするものが、ルイ・ナポレオン法制であった。かれはのちに「大阪事件」の公判で述べている。「自分も佛国政典を翻譯する時分から佛国の代議政体は真に宜ろしいと思込み我国にても此政体を行ひたいと思ひ居たる折柄なれば大に此挙(民選議院設立の挙)を賛成し」と<sup>(11)</sup>というわけである。当時のフランス法制は、普通選挙制を採用しつつ、他方で強大な皇帝権力を保障していたのであるが、大井はこれを明確に是認していたのである。

こうしてかれは、普通選挙制による民選議院を設立し、執行権力との対峙・権衡をはかることよって、上からの文明開化的指導性と下からの国民としての自発性(主体性)を統合した国家というイメージを抱懐していたのであった。民の主体性・自発性を尊重し、そのエネルギーを最大限に組み込むことなしには、近代的国民国家を構築することはできない、これが大井の認識であった。「民選議院ハ行政権ヲシテ横恣ナラシメズ、有司専制ノ弊ヲ撓ルニ宜シク民情ノ壅塞鬱屈ヲ開キ、上旨ヲシテ下ニ達セシムルニ益アリ」。

そして、「血税誤解ノ暴動」<sup>(7)</sup>「民衆蜂起、あるいは「征韓封建ノ論」<sup>(12)</sup>を掲げて起こった佐賀の乱<sup>(12)</sup>士族叛乱を防ぐためにも、公議を張る場<sup>(12)</sup>民選議院が必要なのである。かれにとって、士族叛乱の時代錯誤はいうまでもなく、「血税暴動」もまた、伝統的世界にある「愚昧」な民衆の暴動としてしか理解されず、そこにこめられた民衆の世界<sup>(12)</sup>モラル・エコノミーの世界の意味は了解不能であり、これら文明に対決する反乱型闘争に組み込むことは、けっしてできなかったのである。

だが、かれの最も際立った特徴は、その人民平等観にあった。世界史的必然として文明開化に積極的に取り組み、西欧近代型の政治制度の実現とその運用をものするには、民衆に依拠し民衆を信頼することなしに不可能である。

「各国ニ所謂公議輿論トハ、上国長ヨリ下庶民ニ至ルノ間、貴族、僧侶、士、農、工、商、一モ其議ニ加ハラザルナキニ出デ、未ダ曾テ行法有司ニ出ルヲ聞ズ。……即チ別ニ民選議院ヲ設ケテ、所謂公論公議ヲ起スノ道ヲ開キ……」<sup>(14)</sup> といひ、また「(国政参加権は)之レヲ平等ニ国民ニ賦有セシムル」<sup>(15)</sup> べきであるとするのは、農民出身の西欧派民権知識人・大井にふさわしい発言であった。この徹底した平等観から、華族や士族にたいするつぎのような批判も出てくる。「華族ノ力ニ憑テ、国ヲ治メントスルカ、畢竟無キニ如カザルコト判然」<sup>(16)</sup>、「世襲ノ士族ハ人民ト相離距スルコト多年、全ク其利害ヲ異ニシ曾テ人民ノ痛楚ヲ知ラズ、亦真ニ人民間ノ利害ニ疎ク、農ニ商ニ其ノ謀ルヤ迂遠ナリ。……民選議院ノ議士ニ薦挙スルニ士族ノミヲ以テセバ、全国一般ノ利害ヲ量料スルニ足ルモノ有リト雖モ、一州ノ利害ヲ知ラザル者多カラン。……故ニ曰ク方今人民モ亦決シテ其所見ヲ聞カザル可カラズト」<sup>(17)</sup>。身分や特権にもとづく指導性を認めることのできなかつた大井の普通選挙制主張の根拠はここにある。この平等観は大井の終世を貫く一本の大きな柱であった。

なお、牧原は、大井の華族制批判は「平等の原則に反するというよりは、……(両者が上下両院に分立して相闘ぎ)……国民が『真の一親和民』となることを妨げるところにあった」とのべているが、大井の批判は、牧原のいうようなたんなる効用の問題からきてのではなく、——これを大井が説得の論理として使っていることは事実だが——もっと深い原理・原則から発しているものである。大井によれば、「華士ノ特称アリテ。多少ノ差異アルハ。平等ノ大理ニ悖ル莫キヲ得ズ。是其遺憾トスル所」<sup>(18)</sup>なのであり、「元来人類ハ同尊同貴ニシテ。貴賤上下ノ別、天然ニ存在スルモノ」ではなく「人類同等ノ理」は社会の開明化とともに実現していくものであった。<sup>(19)</sup>



- (1) 「馬城臺二郎ノ論」(『東京日日新聞』明治七年二月五日。なお「」内は仮題、以下同じ)。
- (2) 「加藤弘之ニ答フル書」(『日新真事誌』明治七年二月二〇日)。
- (3) この点について詳しくは、拙稿「大井憲太郎——民権左派の闘將」(小山仁示編「講座 日本の革命思想4、芳賀書店、一九六九年 所収」六六〜七〇頁参照)。
- (4) 「民選議院建言案——地方官会議批判」(『日新真事誌』明治七年七月一三日。平野義太郎・福島新吾編著『大井憲太郎の研究』(馬城大井憲太郎伝別冊)、風媒社、一九六八年 所収)。
- (5) 福島新吾「大井憲太郎における国家像」(山田盛太郎編『日本資本主義の諸問題』、未來社、一九六〇年 所収)二〇七頁。
- (6) 「馬城臺二郎ノ論」(『東京日日新聞』明治七年二月二七日)。
- (7) 「馬城臺二郎批駁」(『東京日日新聞』明治七年二月一七日。『日新真事誌』明治七年二月二三日)。
- (8) 福島新吾前掲論文二二頁。
- (9) 「大隈参議院意見書」(前掲、平野義太郎・福島新吾編著『大井憲太郎の研究』所収)。なお、福島教授は、この意見書で大井が「和歌山県土族」と称したことを、かれの「平民主義」から考えて「汚点」としている(同書七四頁)。これに関連して、牧原は、一八八四(明治一七)年七月の南佐久・岩村田の演説会でもなお「土族」を名のっていると指摘している(前掲牧原憲夫論文一〇四頁)が、これは、平野義太郎『大井憲太郎』(吉川弘文館、一九六五年)七九頁「土族三九年」からの引用で、実際には大井はこの年四二歳、演説の趣旨を届け出たのが本人以外である可能性もある。さらに言えば、同書は、「明治一七年七月一日には、大井憲太郎・植木枝盛が南佐久郡岩村田にきた」としているが、植木の日記によれば、植木は当時新潟にいた(七日直江津、八日柏崎、一日高田)。他方、国立国会図書館蔵「三島通庸関係文書」の密偵報告によれば、「大井は七月中旬に非ずんば帰京せず。同人は坂府に於て屢々小会議の如き者を為し、彼地方の壮士と契約し東京と相往復するの計画を為し居る。此の目的は帰京次第東京に於て一派独立するにあり」(安丸良夫・深谷克己『日本近代思想体系二一 民衆運動』、岩波書店、一九八九年、二九〇頁)とあって、大井が同地にいた可能性も少ない。植木日記を参照したがそれによるかぎり、植木が同地に行ったことはない。後考をまつ。
- (10) 福島新吾前掲論文二〇九〜二一〇頁。ただし、大井の「民選議院」が第三段階にのみ対応するものとするのは問題である。かれの「民選議院」は第二、第三段階ともに対応しているとみるべきであろう。

- (11) 明治二〇年六月一日。松尾章一・松尾貞子共編『大阪事件関係史料集』上巻 大阪日報附録 国事犯事件公判傍聴筆記  
(日本経済評論社、一九八五年)(以下『大阪事件関係史料集』上巻と略)七八頁上段。
- (12) 「再ビ谷中氏ニ答フ」(『日新真事誌』明治七年二月二十八日)。
- (13) 「華族論」(『東京日日新聞』明治七年二月三日。前掲、平野義太郎・福島新吾編著『大井憲太郎の研究』所収)。
- (14) 前掲牧原憲夫論文三三頁。
- (15) 大井憲太郎『自由略論』(家永三郎編『明治文学全集』二 大井憲太郎 植木枝盛 馬場辰猪 小野梓 集』筑摩書房、一九七三年 所収) 七九、八〇頁。
- (16) 大井憲太郎『自由略論』(前掲書 所収) 九二頁。